

7 消安第2132号
令和7年7月8日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定に基づき、次の飼料の安全性についての確認を行うこと

チョウ目害虫抵抗性ダイズMON94637系統



チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON94637 系統 (飼料) に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON94637 系統」については、令和7年3月17日付けでバイエルクロップサイエンス株式会社から組換え DNA 技術応用飼料の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、ダイズの商業品種 A3555 系統を宿主とし、チョウ目害虫への抵抗性を持たせるため、*Bacillus thuringiensis* 由来の *cry1A.2* 遺伝子及び *cry1B.2* 遺伝子が導入されている。

3. 付与される形質の概要

導入された *cry1A.2* 遺伝子及び *cry1B.2* 遺伝子により発現する Cry1A.2 たん白質及び Cry1B.2 たん白質は、標的害虫の中腸上皮細胞に存在する特異的受容体に結合し、消化管組織に損傷を与えることで、殺虫活性を示す。

4. 利用目的及び利用方法

本品目の飼料としての利用目的や利用方法は、従来のダイズと相違がない。

5. 海外の状況

本品目は、カナダ及び米国において飼料として承認されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。